70歳以上(※) の皆さまへ

平成30年8月から、高額療養費 の上限額が変わります

(※) 65歳以上の方で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している方も対象になります。

高額療養費制度とは、

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

⇒ 平成30年8月から、上限額(月ごと・70歳以上(※))が下の表のように変わります。 あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご留意ください。

年収約370万円~約1,160万円(住民税課税所得145万円以上 690万円未満)の方はご注意ください!! ※年収は年金収入のみの方の金額

平成30年8月以降、ひと月に一つの医療機関での<u>支払いが高額になる可能性</u>がある方は、市区町村窓口にて、「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。 (ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。)

平成30年7月までの上限額(70歳以上(※))

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	住民税課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100 円 + (医療費 – 267,000円) × 1% 〈多数回 44,400円 (※2)〉
- 般	住民税課税所得 145万円未満の方 ^(※1)	14,000円 年間の上限 144,000円	57,600円 〈多数回44,400円 (※2)〉
佳	Ⅱ 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円
税非課税	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)(*3)	8,000円	15,000円

平成30年8月までの上限額(70歳以上(※))

	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
	Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上の方	252,600 円 + (医療費-842,000円)×1% 〈多数回140,100円(※2)〉	
	Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上 690万円未満の方	167,400 円 + (医療費 - 558,000円)×1% 〈多数回93,000円(※2)〉	
	I 住民税課税所得 145万円以上 380万円未満の方	80,100 円 + (医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円(※2)〉	
	住民税課税所得 145万円未満の方 (*1)	18,000円 年間の上限 144,000円	57,600円 〈多数回44,400円 (※2)〉
	Ⅱ 住民税非課税世帯 (*3)		24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円 以下など)(※3)	8,000円	15,000円

- (※1) 世帯収入の合計額が520万円未満 (1人世帯の場合は383万円未満) の場合や、「旧ただし書所得」 の合計額が210万円以下の場合も 含みます。
- (※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
- (※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。